

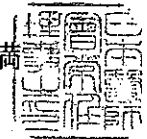


29/1

事務連絡(保214)
平成19年3月6日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 満



評価療養に係る費用の消費税の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の施行に伴い、「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」(平成18年9月12日 厚生労働省告示第495号)が定められ、平成18年10月1日から施行されております(平成18年9月28日付け日医発第710号にてご連絡済み)。

また、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成18年9月29日 保医発第0929002号)において、「評価療養」及び「選定療養」に係る特別の料金は、「評価療養」に係る費用として被保険者から徴収する特別の料金については非課税、「選定療養」に係る費用として徴収する特別の料金については課税対象となる旨示されております(平成18年10月3日付け事務連絡(保124)にてご連絡済み)。

今般、厚生労働省保険局医療課から「評価療養」(「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」(平成18年9月12日 厚生労働省告示第495号)第1条各号に掲げるもの)に係る特別の料金につきまして、被保険者から徴収する特別の料金については「非課税」、被保険者以外(治験スポンサー等)から徴収する特別の料金については、従来どおり「課税」として取り扱う旨の事務連絡がありましたのでお知らせ申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「医療保険」の「平成18年度 健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」及び「平成18年度 診療報酬改定の情報」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 評価療養に係る費用の消費税の取扱いについて

(平 19. 2. 23 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

1. 評価療養と選定療養について

評価療養： 保険給付の対象とすべきものであるか否かについて適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うもの

選定療養： 特別の病室の提供など被保険者の選定に係るもの

2. 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養

(平成18年9月12日 厚生労働省告示第495号)

第1条 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第3号及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第17条第2項第3号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 別に厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われるものに限る。）
- 2 薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療
- 3 薬事法第2条第15項に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療
- 4 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医薬品（人体に直接使用されるものに限る。）、別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の投与（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において当該承認を受けた日から起算して90日以内に行われるものに限る。）
- 5 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医療機器（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の使用又は支給（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して240日以内に行われるものに限る。）
- 6 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成18年厚生労働省告示第95号）に記載されている医薬品（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の投与であって、薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）

事 務 連 絡
平成19年2月23日

地方社会保険事務局 }
都道府県民生主管部(局) }
国民健康保健主管課(部) } 御中
都道府県老人医療主管部(局) }
老人医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

評価療養に係る費用の消費税の取扱いについて

標記については、平成18年9月29日保医発第0929002号により、「評価療養」（「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条各号に掲げるもの）に係る費用として被保険者から徴収する特別の料金については「非課税」として取り扱われる旨周知しているところですが、被保険者以外から徴収する特別の料金については、従来どおり「課税」として取り扱われるものであるのご連絡します。

なお、当該取扱いについては、疑義が寄せられていることから関係者に対して速やかに周知徹底を図っていただけますようお願いいたします。

【参考】

薬事法第2条第15項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）であって、治験依頼者の依頼による治験に係る診療の場合

保険外併用療養費の支給に係る療養

①保険外併用療養費 …………… 非課税

〔「診療報酬の算定方法」により算定した費用の額（検査、画像診断、投薬、注射以外）－ ②〕

②被保険者負担額 …………… 非課税

〔「診療報酬の算定方法」により算定した費用の額（検査、画像診断、投薬、注射以外）× 3割〕

③治験スポンサー等被保険者以外の負担額 …………… 課税

〔（検査、画像診断、投薬、注射）＋ 治験薬の費用〕

保険外併用療養費の支給に係る療養以外

④治験スポンサー等被保険者以外の負担額 …………… 課税

〔治験に係るデータを管理するための費用（治験コーディネーターなどの医療機関が雇用するための人件費）など〕

事務連絡(保224)
平成19年3月16日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 満

電子化加算の取扱いについて

平成18年4月の診療報酬改定におきまして、初診料の加算として電子化加算が新設されました。

当該加算の施設基準においては、平成19年4月1日から、許可病床数が400床以上の病院について「試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること」が必須要件（義務要件）となります。なお、許可病床数が400床未満の保険医療機関においては、従来どおり、選択要件の1つであります。

かかる状況を踏まえ、今般、厚生労働省保険局医療課から、電子化加算の算定と「試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求」に関する取扱いが示されましたので、お知らせ申し上げます。

今回示されました取扱中、(1)及び(2)は許可病床数が400床以上の病院に関する事項、(3)及び(4)は許可病床数が400床以上の病院のみならず400床未満の保険医療機関にも関連する事項であります。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「医療保険」の「平成18年度 診療報酬改定の情報」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 電子化加算の取扱いについて

(平19. 3. 12 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)



事務連絡
平成19年3月12日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保健主管課(部)
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部) } 殿

厚生労働省保険局医療課

電子化加算の取扱いについて

平成19年4月1日より、当該加算の施設基準においては、許可病床数が400床以上の病院は、試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていることが義務要件となります。

ついては、これに伴う取扱いを下記によることとしたので、関係者に対し周知願います。

記

- (1) 許可病床数が400床以上の病院については、現時点で当該加算を算定している場合であっても、平成19年3月診療分について4月10日までにオンライン請求ができない場合には、「平成19年4月1日以降、試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っている。」ことの義務要件を満たさないものであることから、平成19年3月中に届出を取り下げ、平成19年4月から当該加算を算定できないものであること。
- (2) 許可病床数が400床以上の病院で、平成19年3月診療分についてオンライン請求ができない場合であっても当該加算の届出を取り下げた保険医療機関であっても、試行的オンラインシステムの申請は随時受け付けられることとなっていることから、当該申請を行い当該加算を算定する場合には、新たに施設基準の届出を行うことが可能であること。
なお、この届出の場合においては、オンライン請求を行ったことの実績は要しないものであること。

試行的オンラインシステムの申請に関するお問い合わせは支払基金又は国保中央会までお願いします。

社会保険診療報酬支払基金

国民健康保険中央会

<http://www.ssk.or.jp>

<http://www.kokuho.or.jp>

(3) 歯科併設の病院であって、医科レセプトのオンライン請求が可能な病院については、「試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること」の義務・選択要件を満たすものであり、歯科の初診患者を含めて当該加算を算定できるものであること。

(4) 医科レセプトのオンライン請求が可能な病院については、一部を書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行う場合であっても「試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること」の義務・選択要件を満たすものとして取り扱って差し支えないこと。

ただし、オンライン請求が可能な病院であっても、全てのレセプトについて書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行う場合には、当該加算は算定できないものであること。

[例] ・5月診療分について、6月10日までに外来レセプトのみオンライン請求をした場合には、6月は当該加算の算定可能
・オンライン請求が可能な病院が、4月診療分について5月10日までに、全てのレセプトをオンライン請求しない場合には、5月は当該加算の算定不可

平成19年度診療（調剤）報酬請求書等の受付日

沖縄県社会保険診療報酬支払基金

処 理 月	受付相談日	受付締切日	備 考
平成19年 4月	9日(月)	10日(火)	
5月	9日(水)	10日(木)	
6月	8日(金)	10日(日・開所)	
7月	9日(月)	10日(火)	
8月	9日(木)	10日(金)	
9月	7日(金)	10日(月)	
10月	9日(火)	10日(水)	
11月	9日(金)	10日(土・開所)	
12月	7日(金)	10日(月)	
平成20年 1月	9日(水)	10日(木)	
2月	8日(金)	10日(日・開所)	
3月	7日(金)	10日(月)	

※ 受付業務は、午前9時から午後5時までとなっておりますのでご協力をお願いします。

※ 請求書等の提出については、請求省令により「診療翌月の10日まで」と定められていますのでご留意願います。

なお、11日以降の提出につきましては、翌月の処理となりますので、特にご注意願います。